

特 約 事 項

1 部分払の回数の限度

請 負 金 額	部分払の回数
1、000万円未満	1回
1、000万円以上5、000万円未満	2回
5、000万円以上1億円未満	3回
1億円以上	4回

2 低価格入札者と契約する場合の措置

建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条第1項各号の適用

~~有~~ ・ 無

3 この工事の施工に際してやむを得ず工事の一部（主体的部分を除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として安芸高田市内に主たる営業所を有する業者に発注するものとする。

4 資材を購入しようとする場合は、極力安芸高田市内に主たる営業所を有する業者に発注するものとし、あらかじめ購入先の名称及び所在地並びに資材名等を発注者に通知するものとする。

ただし、市外業者を下請業者又は主要資材の購入先とする場合でも、理由書の提出は求めない。

5 広島県土木工事共通仕様書を遵守すること。

6 中間前金払の対象となる工事における中間前金払と部分払の選択は、受注者が行うものとし、その併用は次のとおりとする。

(1) 受注者は、中間前金払の請求を行った後も部分払の請求をできるものとする。この場合には、約款第37条第6項の部分払金の額の算定式の前払金額に中間前払金額を含む（当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、約款第38条の3第2項の部分払金の額の算定式の当該会計年度前払金額に当該会計年度中間前払金額を含む）ものとする。

(2) 受注者は、部分払の請求（債務負担行為に係る工事または受注者の責に帰すことができない事由によって年度内に完成することができず繰越となった工事について年度末に部分払を請求した場合を除く。）を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、約款第34条第3項及び第4項は適用しない。

その他中間前金払に関することについては、安芸高田市建設工事請負代金中間前払金制度事務取扱要綱の規定によるものとする。

7 立入調査の実施

発注者は、受注者が工事の施工に当たり遵守しなければならない法令上の義務が適正に履行されているかの立入調査を行うことができる。